



発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可
……………(都市整備局市街地整備部再開発課)…一
- 都道の供用開始……………(建設局道路管理部長政課)…一

規則(教)

- 東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則……………四

告示(監)

- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者……………五

公告

- 再開発等促進区を定める地区計画の原案……………五
- ……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)…五
- 開発行為に関する工事完了(二件)……………六
- ……………(都市整備局多摩
- 建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)…六
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………七
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…七

告示

- 東京都告示第千八百八十九号
- 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八

条第一項の規定に基づき武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年七月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十七年八月二十一日から平成三十二年十二月三十一日まで

三 施行地区

小金井市本町六丁目及び前原町三丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

小金井市本町六丁目九番三十五号

平成二十七年八月二十一日

五 変更の内容

事業施行期間を平成三十三年三月三十一日まで延長する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十九年七月二十四日

●東京都告示第千百九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年七月二十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名

二 供用開始の区間


町田市小山町字三十号三千二百四十七番二地先から同所字二十三号二千六百六番十五地先まで

三 供用開始の概要

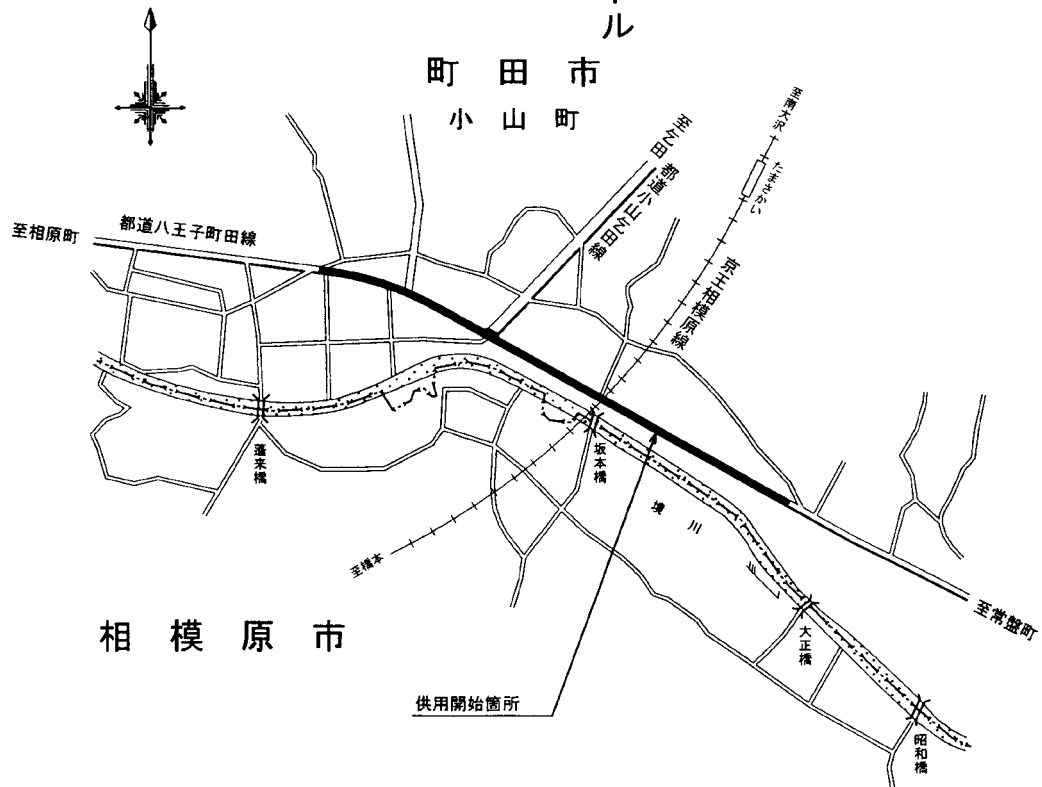
四 供用開始の期日

平成二十九年七月二十四日

別
都道八王子町田線
町田市小山町地内
供用開始略図



 計画線
 供用除外区域
 供用開始区域
 市道
 都道
 延長
 面積 一、七三七・五一メートル
 〇八二・九四平方メートル



相模原市

供用開始箇所

規則(教)

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年七月二十四日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十五号

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立学校設置条例施行規則(昭和三十九年東京都教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表一の項中

同	芝商業高等学校	全日制	商業科	を
同	芝商業高等学校	全日制	ビジネス科	に、
同	江東商業高等学校 第三商業高等学校	全日制 全日制	総合ビジネス科 商業科	を
同	江東商業高等学校 第三商業高等学校	全日制 定時制	ビジネス科 商業科	に、
同	第一商業高等学校	全日制	商業科	を
同	第一商業高等学校	全日制	ビジネス科	に、
同	中野工業高等学校	全日制 定時制	総合技術科 総合技術科	を
同	中野工業高等学校	全日制	キャリア技術科	に、

同	第四商業高等学校	全日制	商業科、情報処理科	を
同	第四商業高等学校	全日制	ビジネス科	に、
同	葛飾商業高等学校	全日制 定時制	商業科、情報処理科 普通科、商業科	を
同	葛飾商業高等学校	全日制	ビジネス科 普通科、商業科	に、
同	葛西工業高等学校	全日制	機械科、電子科、建築科	を
同	葛西工業高等学校	全日制	機械科、電子科、建築科、 ユアルシステム科	に、
同	第五商業高等学校	全日制 定時制	商業科 商業科	を
同	第五商業高等学校	全日制	ビジネス科 商業科	に、
同	多摩工業高等学校	全日制	機械科、電気科、環境化学科	を
同	多摩工業高等学校	全日制	機械科、電気科、環境化学科、 デュアルシステム科	に

改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 東京都立芝商業高等学校の全日制課程の商業科、東京都立江東商業高等学校の全日

制課程の総合ビジネス科、東京都立第三商業高等学校の全日制課程の商業科、東京都立第一商業高等学校の全日制課程の商業科、東京都立中野工業高等学校の全日制課程の総合技術科、東京都立第四商業高等学校の全日制課程の商業科及び情報処理科、東京都立葛飾商業高等学校の全日制課程の商業科及び情報処理科並びに東京都立第五商業高等学校の全日制課程の商業科は、この規則による改正後の東京都立学校設置条例施行規則別表の規定にかかわらず、この規則の施行の際、現に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、なお存続するものとする。

告 示 (監)

●東京都監査委員告示第4号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について次のとおり告示する。

平成29年7月24日

- | | |
|--------------|-----------|
| 東京都監査委員職務執行者 | 鈴木 晶 雅 |
| 東京都監査委員職務執行者 | 藤井 一 |
| 東京都監査委員 | 友 渕 宗 治 |
| 東京都監査委員 | 岩 田 喜 美 枝 |
| 東京都監査委員 | 松 本 正 一 郎 |

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
大立日克哉	神奈川県川崎市麻生区上麻生三丁目2番1号 -633号

- | | |
|-------|----------------------------|
| 佐田 明久 | 福岡県福岡市早良区白道浜一丁目2番6-1806号 |
| 大村 公一 | 港区白金台五丁目13番26号 白金台マンション704 |
| 森 泰文 | 練馬区中村三丁目4番9-204号 |
| 渡邊 靖雄 | 埼玉県ふじみ野市上野台三丁目4番12号 |
| 森本恵梨奈 | 文京区白山五丁目1番9-801号 |
| 松田 麻貴 | 府中市宮西町一丁目18番地の6 |
| 畑 秀信 | 多摩市鶴牧二丁目26番地の1 |
| 梶 慎吾 | 豊島区東池袋二丁目37番14号 袋102号 |
| 三浦 麻波 | 墨田区緑四丁目20番8-202号 |
| 貝瀬 陽香 | 千代田区神田司町二丁目21番地3 |
| 古賀 美幸 | 国分寺市本多三丁目3番17号 |

2 包括外部監査人の監査の事務を補助する者が当該事務を補助できる期間

平成29年7月24日から平成30年3月31日まで

公 告

再開発等促進区を定める地区計画の原案について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例(平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。)第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧

に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

平成二十九年七月二十四日

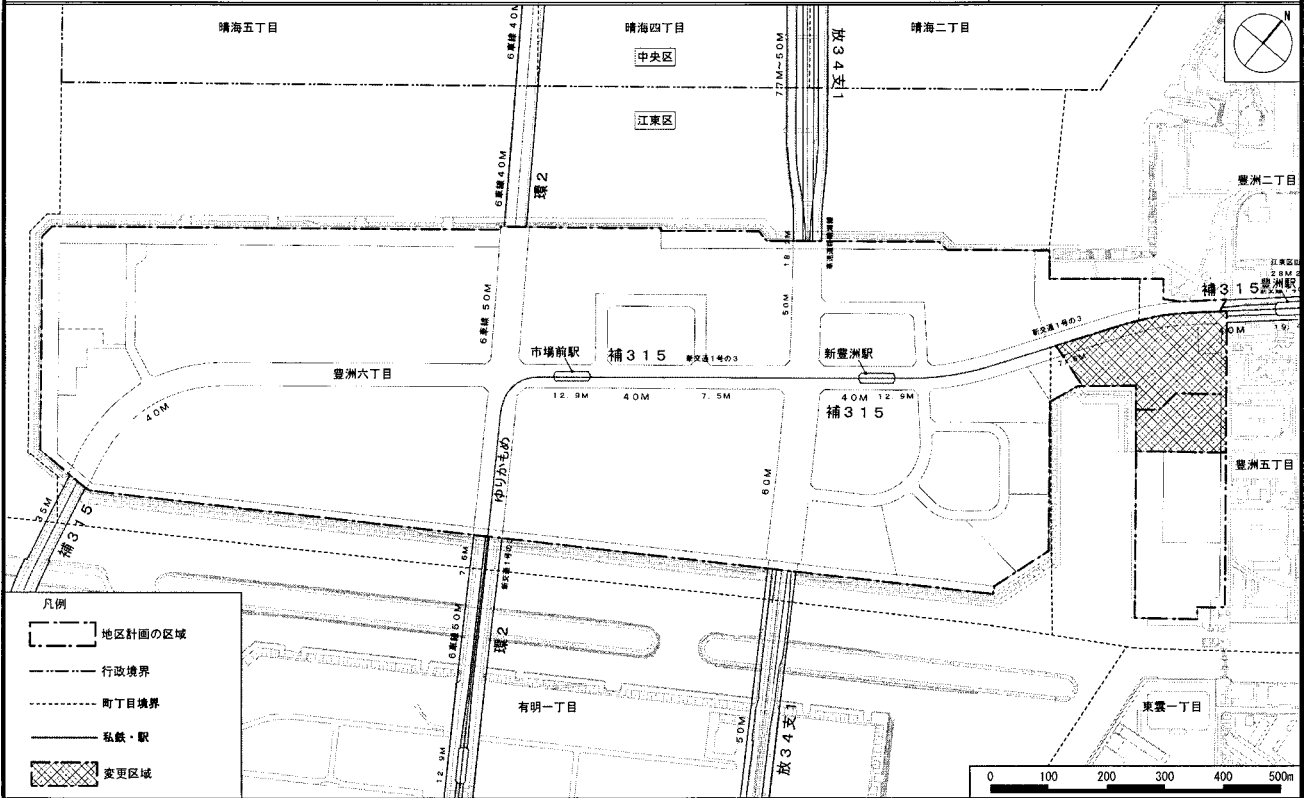
- | | |
|-----------|---|
| 一 名称 | 東京都知事 小 池 百合子 |
| 二 位置 | 豊洲地区地区計画
変更する区域
江東区豊洲五丁目及び豊洲六丁目
各地内 |
| 三 区域 | 別図のとおり |
| 四 縦覧場所 | 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二
十一階北側)及び江東区役所 |
| 五 縦覧期間 | 公告の日の翌日から起算して二週間 |
| 六 意見書の提出先 | 新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課 |

別図

東京都市計画地区計画
豊洲地区地区計画

区域図

[東京都決定]



この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(28都市基交第840号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 28都市基街部第309号、平成29年3月6日

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年七月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称
 住所及び氏名

武蔵村山市残堀四丁目七十一番一
 地 武蔵村山市本町四丁目二番

チカラ建設株式会社

代表取締役 岩本 力也

日野市東豊田一丁目三番一及
 び同番三十七
 十五番地一

武蔵開発株式会社

代表取締役 深松 優

国立市谷保七丁目十九番三、
 同番三地先及び同番四から同
 番十一まで
 豊島区東池袋三丁目一番一

株式会社ファミリーマート

代表取締役 澤田 貴司

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年七月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称

許可を受けた者の
住所及び氏名

小平市花小金井三丁目十九番
二及び同番三
西東京市東伏見三丁目六番
十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

東村山市本町一丁目十三番十
八
新宿区高田馬場三丁目四十
六番二十五号
アイディホーム株式会社
代表取締役 久林 欣也

清瀬市竹丘三丁目千五百十七
番五
西東京市芝久保町四丁目二
十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

調布市下石原三丁目三十五番
一及び同番八から同番十七ま
で
杉並区阿佐谷南三丁目三十
五番二十一号
株式会社細田工務店
代表取締役 阿部 憲一

小平市天神町四丁目二百六十
四番二、二百六十六番一から
同番五まで、同番六の一部、
同番七及び同番八
中島進一郎

東久留米市下里二丁目千四十
一番一の一部
西東京市東伏見三丁目六番
十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、平成二十九年七月二十四日から四月以内に東京都
産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八
番一号)に到着するように提出してください。
平成二十九年七月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 阿佐谷西1号館

二 店舗所在地 杉並区阿佐谷南三丁目五十八番一
号

三 設置者名 株式会社ジェイアール東日本都市
開発

四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号

五 変更前の駐輪場の
位置及び収容台数 隔地 三百十六台

六 変更後の駐輪場の
位置及び収容台数 隔地ほか 三百十六台

七 変更日 平成三十年三月十一日

八 届出日 平成二十九年七月十日

九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

十 縦覧期間 平成二十九年七月二十四日から同
年十一月二十四日まで。ただし、
東京都の休日に関する条例(平成
元年東京都条例第十号)に定める
休日を除く。

十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
リサイクルできます。